

「県民税配当割」・「県民税株式等譲渡所得割」について

「県民税配当割」

県民税配当割は、上場株式等の配当等の支払を受ける個人に対し、その配当等の額の5%（平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は3%）が課税される県の税金です。

○ 配当等の種類

- ・一定の上場株式等の配当等
- ・公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の収益の配当等
- ・国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等
- ・特定投資法人の投資口の配当等
- ・源泉徴収選択口座内の配当等

納税方法

上場株式等の支払をする株式会社等が、その支払をする配当等の額から徴収（特別徴収）し、一月分をまとめて、翌月10日までに県に申告して納めます。

「県民税株式等譲渡所得割」

県民税株式等譲渡所得割は、株式等譲渡所得を有し、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対し、その所得金額の5%（平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は3%）が課税される県の税金です。

株式等譲渡所得の種類

- ・源泉徴収口座（＝所得税において源泉徴収を選択した特定口座）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡益
- ・源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

納税方法

株式等譲渡所得の支払をする証券会社が、その支払をする株式等譲渡所得金額から徴収（特別徴収）し、一年分をまとめて、翌年1月10日までに県に申告して納めます。

《配当割・株式等譲渡所得割の納入可能な金融機関》

配当割額及び株式等譲渡所得割額は、青森県指定金融機関・青森県収納代理金融機関のほか、株式会社みずほ銀行の全国の本支店で納入することができます。

《市町村への交付》

県に納入された県民税配当割額及び県民税株式等譲渡所得割の一部は、県内の市町村に交付金として交付されます

詳しくは、東青地域県民局県税部課税第二課へお問い合わせください。

〔県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>〕